

## 内閣委員会議録 第一十五号

(八四六)

出席委員	昭和二十七年五月二十日(火曜日)
委員長	午前十一時二十分開議
理事江花	出席委員
理事船田	八木一郎君
木村公平君	理事鈴木義男君
田中萬逸君	田中啓一君
本多市郎君	橋本龍伍君
西村榮一君	山口六郎次君
出席國務大臣	木村篤太郎君
法務総裁	木村篤太郎君
大蔵大臣	池田勇人君
郵政大臣	佐藤榮作君
國務大臣	野田卯一君
國務大臣	周東英雄君
出席政府委員	人事院総裁浅井清君
外國為替管理	木内信風君
委員会委員長	電波監理長官長谷慎一君
通商産業	石田正君
政務次官	本間俊一君
参考人(長)	貞雄君外五名紹介(第二八八二号)
議会会長	同(關谷勝利君紹介)(第二八八一号)
委員外の出席者	軍人恩給復活に関する陳情書(茨城県真壁郡下妻町大字神屋相葉健外三名)(第一八〇一號)
参考人(長)	同(埼玉県入間郡島岡町大字黒須福島茂重外十名)(第一八〇一號)
専門員	同(豊橋市東郷町河野省三外二十六名)(第一八〇三號)
専門員	同外三十件(鹿児島県伊佐郡大口町里三重甚藏外二百四十五名)(第一八〇四號)
五月十九日	委員玉置信一君、嵐山鶴吉君及び浦尾君亮君辞任につき、その補欠として井上知治君、木村公平君及び山口六郎次君が議長の指名で委員に選任された。

昭和二十七年五月二十日(火曜日)  
午前十一時二十分開議  
出席委員  
委員長 八木一郎君  
理事江花 靜君  
理事船田 理事鈴木 義男君  
木村公平君 田中啓一君  
田中萬逸君 橋本龍伍君  
本多市郎君 山口六郎次君  
西村榮一君 木村篤太郎君  
出席國務大臣 法務総裁 木村篤太郎君  
大蔵大臣 池田勇人君  
郵政大臣 佐藤榮作君  
國務大臣 野田卯一君  
國務大臣 周東英雄君  
出席政府委員 人事院総裁 浅井清君  
外國為替管理 木内信風君  
委員会委員長 電波監理長官 長谷慎一君  
通商産業 大蔵事務官 木内信風君  
政務次官 通商産業 電波監理長官 長谷慎一君  
参考人(長) 小野秀一君  
議会会長 小野秀一君  
専門員 小関紹夫君  
専門員 亀井川浩君  
五月十九日

同月十九日  
軍人恩給復活に関する請願(鈴木正文君紹介)(第二八二二号)  
同(尾崎末吉君紹介)(第二八七八号)  
同(關谷勝利君紹介)(第二八七九号)  
同(岩本信行君紹介)(第二八七九号)  
恩給の不均衡調整に関する請願外一件(岡延石正門君紹介)(第二八二七号)  
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(田中伊三次君紹介)(第二八八〇号)  
同(關谷勝利君紹介)(第二八八一号)  
同(關谷勝利君紹介)(第二八八二号)  
同月十七日  
軍人恩給復活に関する陳情書(茨城県真壁郡下妻町大字神屋相葉健外三名)(第一八〇一號)  
同(埼玉県入間郡島岡町大字黒須福島茂重外十名)(第一八〇一號)

出席委員  
理事江花  
理事船田  
木村公平君  
田中啓一君  
本多市郎君  
西村榮一君  
出席國務大臣  
法務総裁  
大蔵大臣  
池田勇人君  
郵政大臣  
佐藤榮作君  
國務大臣  
野田卯一君  
國務大臣  
周東英雄君  
出席政府委員  
人事院総裁  
外國為替管理  
委員会委員長  
通商産業  
政務次官  
参考人(長)  
議会会長  
専門員  
専門員  
五月十九日

本日の会議に付した事件  
本日の会議に付した事件  
陳情書(福岡市西戸町四十一番地松井七兵衛外十名)(第一八〇五號)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件  
本日の会議に付した事件  
陳情書(福岡市西戸町四十一番地松井七兵衛外十名)(第一八〇五號)を本委員会に送付された。

法律案(内閣提出第一九一號)  
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九二號)  
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九三號)  
自治庁設置法案(内閣提出第一九三號)  
総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九五號)  
国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九九號)  
国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇〇號)  
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇一號)  
通商産業省設置法案(内閣提出第二〇六號)  
工業技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇七號)  
通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第二〇八號)  
郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇號)  
郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇號)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二九號)  
大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三五號)  
法務府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三四號)  
農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三八號)  
○八木委員長 これより内閣委員会を開きます。  
本日は、公報をもつてお知らせしておきました。国家行政組織法の一部を改正する法律案その他の行政機関組織法の一部を改正する法律案について質疑を行います。質疑の通告がありますから、順次これを許します。西村榮一君。  
○西村榮一君 それでは野田国務大臣にお尋ねいたします。まずお尋ねしたいのは、従来の経済安定本部を今回に於ける議會に変更されたのですが、その結果どういうふうな内容の変化が來ているのですか。一応これを承りたいのです。  
○野田國務大臣 御承知のように、今回の行政機構改革におきましては、從来の安定本部はこれを廃止いたしましたが、別に新しく經濟審議厅を設けることにはいたしたのであります。従いまして、今回設けられることを予定されて、今回設けられることを予定されて、經濟審議厅は、新しい機關としてあります。

○西村榮一君 そうすると、經濟安定本部を廃止しなければならぬという理由は一体どこにあるのですか。  
○野田國務大臣 経済安定本部は、御承知のように終戦後の經濟情勢に基き

まして、一時的に司令部の指令によりましてつくりました計画的な機関である、こういうふうに考えておるのであります。今日におきましては、経済安定本部が設けられた使命は、理論的に果されたと思します。しかしながら、おその關係をいたしておりました仕事の一部には、今後も引続いてやることが国家の利益になるというようなものもあります。そういうものにつきましては、経済審議庁において取扱う。なお経済安定本部で取扱つておりました仕事のうちでも、各省に分属してやることを適当とするものにつきましては各省にそれをやらせる、こういうことになつております。

○西村(榮)委員 そうすると、経済安定本部という機関が設置された当時の諸条件は解消され、今日の段階においてはそれを必要としない、こういうふうに解釈されますか。

&lt;/

になつておつたということは、よく承知しております。そういう事態は、今日なくなつております。あくまで日本の行政は、国家行政組織法並びに内閣法の精神に従つて運営して行くべきであると思ひます。またそれによつて十分日本の今後の國務を伸ばして行くことができる、かように考へております。

○西村(榮)委員 それは当然です。今

言つような一つの政治原理と同時に、日本経済を将来適切巧妙に運営して

行くために、この機関が必要であるといふことが、提案理由の説明にされて

おる。すなわち、人と金との兼ね合いによつて、日本の再建をはかるため

に、こういふ官庁が必要である。しかもこの官庁は総合企画官庁であるか

ら、各省の國務大臣に指示命令をするときには、かなり占領軍に向つては、

速記を通じて反省を促しました。アメリカ資本主義による帝国主義的な日本由です。私はアメリカ占領軍がおつたときには、かなり占領軍に向つては、

どう増して行くかという点に、本役所の設置の理由があつたのです。従つて併存の方向に向いましては、断固として闘う。しかし占領軍の去つた後においては、お互に信頼友誼の立場から

言つべきではないか。従つてあなたに御答弁を求めているのは、政府の当時

提案理由で述べられた公式なこの設置法案に対する趣旨と今日と、どう相違があるかといふ点を聞いておる。内容

は、たとえて言つと、この役所のモデルは、アメリカの経済安定局といふふ

うに私は見ているのですが、その経済安定局の設置から逐次展開いたしまし

て、今日においては国防総動員本部と

その国防総動員本部の仕事というものが、本役所の設立の趣旨から申しまし

て、長官が大統領の名によつて各省に指示命令する廣汎な権限を与えておる。これはあなたも御存じの通り。

第一類第一号 内閣委員会議録第二十五号 昭和二十七年五月二十日

にも、どこにも生れて來ていないと考へております。ということは、今日統制経済か自由主義経済かという議論は、これはイデオロギーの論争をして行くことができる、かように考へております。

○西村(榮)委員 それは当然です。今

言つような一つの政治原理と同時に、

日本経済を将来適切巧妙に運営して

行くために、この機関が必要であるといふことが、提案理由の説明にされて

おる。すなわち、人と金との兼ね合いによつて、日本の再建をはかるため

に、こういふ官庁が必要である。しかもこの官庁は総合企画官庁であるか

ら、各省の國務大臣に指示命令をするときには、かなり占領軍に向つては、

どう増して行くかという点に、本役所の設置の理由があつたのです。従つて併存の方向に向いましては、断固として闘う。しかし占領軍の去つた後においては、お互に信頼友誼の立場から

言つべきではないか。従つてあなたに御答弁を求めているのは、政府の当時

提案理由で述べられた公式なこの設置

法案に対する趣旨と今日と、どう相違

があるかといふ点を聞いておる。内容

は、たとえて言つと、この役所のモデ

ルは、アメリカの経済安定局といふふ

うに私は見ているのですが、その経済

安定局の設置から逐次展開いたしまし

て、今日においては国防総動員本部と

その国防総動員本部の仕事というものが、本役所の設立の趣旨から申しまし

て、長官が大統領の名によつて各省に

指示命令する廣汎な権限を与えておる。これはあなたも御存じの通り。

第一類第一号 内閣委員会議録第二十五号 昭和二十七年五月二十日

しかもこれは生産の優先順位並びにその実施計画、物価と賃金の均衡と対策並びに労力の活用、そういうふうにアメリカの国防生産法に基き、経済安定局は生産の順位をまずきめる。物価と賃金、それから金融統制、利潤統制との関連において、民生の安定をいたしかつて優秀なる官僚として、将来日本大されて行くのであるか、どうしたら国際競争に耐えられるのであるかといふ二点が、自由主義経済であれ、社会主義経済であれ、そういうふうなイデオロギーを超えて、一個の計画性がなくてはならない。従つて私は総理大臣がきようおいでになつたならば、総理大臣にひとつの点をとつくり申し上げておこうと思いましたことは、し上げておこうと思いましたことは、この経済安定本部の設置は、決して統制経済を目的としておつたのではない。資本主義経済であれ、社会主義経済であれ、そこに日本の乏しい物資の中から、過大なる労力をどう結合して行くか、その面に立つて国際競争力をどう増して行くかといふ点に、本役所の設置の理由があつたのです。従つて私は今客観的にも主觀的にも、日本の経済を立て直すことをおもに、物量豊富なアメリカでさえも、今日の国際情勢はそうせざるを得ない段階に直面しておるのであります。私は今あると自由主義経済か、資本主義経済か、あるいは社会主義経済か、計画経済かのイデオロギーの論争をしようと思はない。また決して私は経済が、占領直後のごとき状態とは大分かにちがつておらず、その行政上の中核神経をどこに求めらる日本行政の中核神経をどこに求めるか、主管大臣としてのあなたの御見を承りたいと思います。

○野田國務大臣 私は安定本部の最近

の動きなり働きなりもよく承知してお

りますが、私は安定本部の最

近まで営んで参りました機能の中に

は、各省と重複している面も相当あり

ますし、また各省に分属させた方がいい

ものもあるらんたくさんあるのであ

ります。お示しのよう、現在の事態

が、占領直後のごとき状態とは大分か

にちがつておらず、その行政上の中核神経をどこに求めるか、主管大臣としてのあなたの御見を承りたいと思います。

○周東國務大臣 お答えいたしま

が、今度の審議厅においての仕事そ

の動きなり働きなりもよく承知してお

りますが、私は安定本部の最

近まで営んで参りました機能の中に

は、各省と重複している面も相当あり

ますし、また各省に分属させた方がいい

ものもあるらんたくさんあるのであ

ります。お示しのよう、現在の事態

が、占領直後のごとき状態とは大分か

にちがつておらず、その行政上の中核神経をどこに求めるか、主管大臣としてのあなたの御見を承りたいと思います。

○西村(榮)委員 そこで私は方向をか

えまして、当面の責任者たる周東安本

長官に、先ほど野田君に私が御質問申

し上げました経済安定本部を廃止する

客観的並びに主觀的な条件が出たのか

どうか、同時に先ほど言うような

民主主義の政策原則に基いて、中核神

経といふものが日本になって、一体閣

議だけでこれをやれるのかどうか、私

が言つるのは、閣議が中核神経であると

いうことは、これは行政上の政治的な

任務としてやつて行く機構を残したわ

のどこにもない。特に日本の国内の事情の中にはない、こう思うのですが、私はあなたと議論しようとは思わない。これらの問題について、あなたもほどの私が野田君にお尋ねいたしました経済安定本部を廃止する客観的情勢並びに日本国内における主觀的情勢、あるいはまたこれを廃止した後における日本の行政上の中核神経をどこに求めるか、主管大臣としてのあなたの御見を承りたいと思います。

○野田國務大臣 私は安定期の最近の動きなり働きなりもよく承知しておりますが、私は安定期の最

近まで営んで参りました機能の中に

は、各省と重複している面も相当あり

ますし、また各省に分属させた方がいい

ものもあるらんたくさんあるのであります。お示しのよう、現在の事態

が、占領直後のごとき状態とは大分か

にちがつておらず、その行政上の中核神経をどこに求めるか、主管大臣としてのあなたの御見を承りたいと思います。

○西村(榮)委員 そこで私は方向をか

えまして、当面の責任者たる周東安本

長官に、先ほど野田君に私が御質問申

し上げました経済安定本部を廃止する

客観的並びに主觀的な条件が出たのか

どうか、同時に先ほど言うような

民主主義の政策原則に基いて、中核神

経といふものが日本になって、一体閣

議だけでこれをやれるのかどうか、私

が言つるのは、閣議が中核神経であると

いうことは、これは行政上の政治的な

任務としてやつて行く機構を残したわ

けでありますし、ことにそれらを樹立実行するにあたつて国際経済の動向の洞察、また国民経済の状態に関するよな調査資料といふものは、すべてこれをここに集中して、日本の経済復興に對しての重要な役割をなさせようとするわけであります。ことに問題は、從来やつておつた中で、一部各省が事実において自先の一としますか、短期の、一年々々の計画等を立てるといふわけであります。ことに問題は、從省に負わした方がよろしい。あまりに重複になる結果は、責任を持たないために、自分の仕事がややろそかになりまするきらいがないでありますから、むしろ一年ごとの計画等についてはしっかりと責任を持たして行くが、しかしそれに対しても、基本政策について非常に争いが起きたり、割拠主義が起つてはならぬのでありますから、そこでその根締めをするためには、経済に関する基本的な政策の総合調整ということは、強い力においてやはりこの役所がやつて行くことになる。そういう面においては、日本の現在置かれた地位といふものなり、日本の経済状態を考えて、こういう点については、あくまでもかつての経済安定本部の形を残して行こう、こういう考え方であります。この点は御了承願えると思ひます。あなたの御指摘になつた点は、元は総理が総裁でありますから、そこで安定本部自体においてすでに指示権を持つて行くといふところに一つの強さがあつたかもしません。その点は、今度は國務大臣が当るわけありますので、ややゆるくなつたといえども、ゆるくなつたでしようが、しかしれも実際は運用の問題であります。

立案」とあるのは、どういう意味ですか。

○西村(榮)委員 あなたの説明を承つておると、何も國務大臣を長官として一省の官庁を置く必要はないのではないか程度でいいのならば、官房長官直属の調査部で足りるのではないかと私は思う。もちろん一つの行政官庁として存在する上からは、いい意味における権力がなくてはならぬ。権力なき官庁といふものは、単に作文の官庁機関である。ともすれば安定本部は作文官庁としてまま子じめされた。それを防ぐために、強力なる指示権を、総理大臣の総裁という形において実質的運用で持つて行く。従つて今安定本部の長官が言われたような状態であれば、私は調査部で事足りるのではないかと思う。

これは安定本部長官でも、野田国務大臣でも、どちらでもけつこうですが、任務の中の第二号に「他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策所掌」があるわけです。こういうものを安定本部でやる、こういう意味であります。

しようし、相当にそこに人材を集中し得るように今度の制度は認めておりまます。民間からも相当な人間をここに集めることで、官が机上の議論だけで空疎な議論が立たぬような形をとつて、その政策の立案をして行くことによつて、内閣においてこれを動かすといふことに持つて行くことによつて、一応今日の段階においてはやり得るのではないかと考えておる次第であります。

は、新しく設置される役所において強くやり得るよう、またやらなければならぬという立場において、こういう形をとつた次第であります。

○西村(榮)委員 あなたの説明を承つておると、何も國務大臣を長官としていかその程度でいいのならば、官房長官直属の調査部で足りるのではないかと私は思う。もちろん一つの行政官庁として存在する上からは、いい意味に

○西村(榮)委員 各方面で国民所得と相應に積極的に関係各省と連絡をとつて企画立案に當る、こういう趣旨であります。

○西村(榮)委員 これは野田国務大臣にお尋ねしますが、何か他の行政機関に所属しない企画立案といふものがあり得るでしょうか。どの役所でもみな企画立案を持つてゐる。経済安定本部の仕事といふものは、どの役所でも企

○西村(榮)委員 これが主たるものと同様に、その任務であった。従つて今ここに任務の中に書かれておる、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案、これは実際問題としてあるでしようか。

○野田国務大臣 言葉の説明になりますが、総合的経済政策で、ある特定の行政機関の所掌に属さない東南ア開発、こういふのは、どこかわからないのです。実際こういふ総合的な経済政策があるわけです。こういふものを安定

ありまして、非常に大きな部分ではあります。それが中心だ、こういうことは断定はむずかしいのです。

○西村(榮)委員 それではあなたの御見解、あなたは今東南アジア開発総合計画といふものを一つの例に出されましたのですが、この二点はこの原案修正の意向が議会から出ても、その修正に応ぜられる余裕がありますか。

○野田国務大臣 どういう修正か、修正の内容がわかりませんので、何とも申し上げられません。

○西村(榮)委員 修正は野党单独で提出する場合もありますし、それから由党とも協議して、各党共同提案の修正を出す場合もあるが、二つの「他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案」この点が任務の中で最もあいまいだ。従つてこの点を、修正といふよりも、もつと明確化して行かなければならぬ。同時に本官庁が存続する上からは、総合企画官庁としての立場において日本の総合計画がやつて行けばよい。私は行き過ぎた権力は必要としませんが、しかし官庁が存在する上からは、官庁の基本的な条件としては、まずから、国民所得の調査、分析といふ事柄は、従来もやつておりまして、相当の成果をあげ、また日本におけるこの問題に関する最高の権威でもありますから、国民所得の調査、分析といふ事柄は、従来もやつておりまして、

うだともはつきり申し上げかねるのであります。

○西村(榮)委員 それならば任務の一、二、三、四、五の「内外の経済動向及び国民所得の算定、経済の動向、調査、分析」というところにおいては、この二点はこの原案修正の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案、あなたは今東南アジア開発総合計画といふものを一つの例に出されましたのですが、この二点はこの原案修正の意向が議会から出ても、その修正に応ぜられる余裕がありますか。

○野田国務大臣 どういう修正か、修正の内容がわかりませんので、何とも申し上げられません。

○西村(榮)委員 修正は野党单独で提出する場合もありますし、それから由党とも協議して、各党共同提案の修正を出す場合もあるが、二つの「他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案」この点が任務の中で最もあいまいだ。従つてこの点を、修正といふよりも、もつと明確化して行かなければならぬ。同時に本官庁が存続する上からは、総合企画官庁としての立場において日本の総合計画がやつて行けばよい。私は行き過ぎた権力は必要としませんが、しかし官庁が存在する上からは、官庁の基本的な条件としては、まずから、国民所得の調査、分析といふ事柄は、従来もやつておりまして、

うだともはつきり申し上げかねるのであります。

るあなたが企画立案されたものをお受けするという意味における修正なんだけれど、決してあなたを窮地に追い込む修正ではない。従つてそういう修正はあなたたの立案の中に考慮する余地があるのか。これは私としてはきわめて愚問なんですが、あなたは私にきわめて懇意だから、私もその懇意に甘えて、突然修正案を出せば、あなたの立場もまた過ぎぎされるといかぬから、あらかじめ予告しておくのですが、されどもよろしい。これは私の方が愚問だから……。

○野田國務大臣 修正案を見なければ

何とも申し上げられませんが、先ほどのような考え方なんあります。この役所が権限を持つて他の方を抑制して行くとか、規制して行くということを立案者が考へておらないのであります。

○野田國務大臣 修正案を見なければ

何とも申し上げられませんが、先ほど

のようないいところでやつてお尋ねしておいたところです。

○野田國務大臣 その点につきまして、経済審議院の問題につきましては、あまりこれに筋金を入れれば

歩行のできる権力を与え、筋金を入れたらどうか、こういうことなんです。

○野田國務大臣 その点につきましては、經濟審議院の問題につきましては、あまりこれに筋金を入れれば

歩行のできる権力を与え、筋金を入れたらどうか、こういうことなんです。

○野田國務大臣 その点につきましては、第三条の任務の中の五国民所得等

に、第三条の任務の中の五国民所得等

に関する調査及び分析」という点がき

ます。しかしも議の合わないとすることもあるのでありますから、その所管の大

臣で責任を持つてやつてもらおう。しか

しながら、他省の関係におきまして、これが仲裁あつせんに乗り出して行つ

て妥結案をつくるように持つて行く、

このよう働きをし、また他の行政機関

のどこの省であるということが、たゞ

でもつて問題を片づけて行きたい、こ

ういうふうに考えておるわけでありま

す。すべて役所だけでものがまとめて

そうしてあくまで最高責任者の話合い

でもあるというのではなくて、そこに少

しゆとりを存して、重要国策について

は、あくまで最高責任者のところでも

のをきめて行く、そういうところに苦

心があるということを十分お好みとり

を願いたいのであります。

役所が他の役所に指示命令するという意味ではな正ではない。従つてそういう修正はあなたたの立案の中に考慮する余地があるのか。これは私としてはきわめて愚問なんですが、あなたは私にきわめて懇意だから、私もその懇意に甘えて、突然修正案を出せば、あなたの立場もまた過ぎぎされるといかぬから、あらかじめ予告しておくのですが、されどもよろしい。これは私の方が愚問だから……。

○西村(榮)委員 私の言うのは、この

役所が他の役所に指示命令するという意味ではない。この法律案をごらんになればわかれども、権限はないのです。従つてそれ

は他の存在する行政官庁としての一定の普

通の水準まで上げて行きなさい、こういふのですから、誤解はないように願

い。いくら何んたいな役所はありません。

従つて私はこれに普通の人間としての歩行のできる権力を与え、筋金を入れたらどうか、こういうことなんです。

○野田國務大臣 その点につきましては、経済審議院の問題につきましては、あまりこれに筋金を入れれば

歩行のできる権力を与え、筋金を入れたらどうか、こういうことなんです。

○野田國務大臣 その点につきましては、経済審議院の問題につきましては、あまりこれに筋金を入れれば

歩行のできる権力を与え、筋金を入れたらどうか、こういうことなんです。

○野田國務大臣 その点につきましては、第三条の任務の中の五国民所得等

に関する調査及び分析」という点がき

ます。しかしも議の合わないとすることもあるのでありますから、その所管の大

臣で責任を持つてやつてもらおう。しか

しながら、他省の関係におきまして、これが仲裁あつせんに乗り出して行つ

て妥結案をつくるように持つて行く、

このよう働きをし、また他の行政機関

のどこの省であるということが、たゞ

でもつて問題を片づけて行きたい、こ

ういうふうに考えておるわけでありま

す。すべて役所だけでものがまとめて

そうしてあくまで最高責任者の話合い

でもあるというのではなくて、そこに少

しゆとりを存して、重要国策について

は、あくまで最高責任者のところでも

のをきめて行く、そういうところに苦

心があるということを十分お好みとり

を願いたいのであります。

ういうような考え方を持つておるわけであります。

○西村(榮)委員 それではあとで私は

もう一へん詳細やりますが、今言つた

ような誤解があるとかぬから申し上

げますが、各省に指示命令するような

強力なものではない、しかし一定の普

通の水準まで上げて行きなさい、こう

いうのですから、誤解はないよう願

い。いくら何んたいな役所はありません。

従つて私はこれに普通の人間としての歩行のできる権力を与え、筋金を入れたらどうか、こういうことなんです。

○野田國務大臣 その点につきましては、経済審議院の問題につきましては、あまりこれに筋金を入れれば

歩行のできる権力を与え、筋金を入れたらどうか、こういうことなんです。

○野田國務大臣 その点につきましては、第三条の任務の中の五国民所得等

に関する調査及び分析」という点がき

ます。しかしも議の合わないとすることもあ

りますが、最後ついでにお尋ねしてお

きたいのは、先ほど答弁された中

に、第三条の任務の中の五国民所得等

に関する調査及び分析」という点がき

ます。しかしも議の合わないとすることもあ

て、治安省の治安機構は別といたしまして、経済所管においては各省が細つて大蔵省の権限だけが非常に拡大されてしまうのだということについて、どうおるのだと、この民主主義の政治理論と関連いたしまして、この行政機構をいじられたあなたとしては、その点お気づきにならなかつたか、しかもこれは行政機構改革と名を打つて、実体は何もない……。

○野田国務大臣　今回の行政機構の改革は、御承知のように省におきましては二つ減少し、また外局の数、委員会の数におきましては五割減、局部においても五割減ということになつております。まして、この種の改革といたしましては、従来に比べましても相当大規模なものであろう、こう考えております。人員の整理は、この前すでに橋本君が行政管理庁長官をやつておられたときに、十万人の整理が行われておりますので、今回はごく少数にとどまつておるのであります。この点につきましては、それと一体的に考えていただきたい、こういうふうに考えておるわけですが、大蔵省に権限を集中する必要があります。大蔵省は別に意識的にやつておるわけではありませんので、いろいろなところにあるものをそれべく適正にやつたということです。

○八木委員長　大蔵大臣に対する通告はあなただけなんですが、外為を待つておられると間に合いませんので、いつも、どうですか、委員長としてはでまるだけ努めておりますけれども……。

それでは他の通告者に移ります。木村榮君。

○木村(榮)委員 私は大蔵大臣にもあるのですが、それから西村さんと同じように外為委員長の方にもあるのですがあとにいたします。

佐藤郵政大臣に最初にお尋ねいたしたいと思いましては、電波監理委員会の問題です。今度の改正で、電波監理委員会が廃止になつて、電波局となつて、これが郵政省の内局になることになつております。そうなつて来ますと、御承知のように電波の割当は日本は戦前までに帰つておるそうですが、

行政協定の線に沿つて両方の関係者が集まつてその割当を行ふ、その割当を実際監督し、またこれを実行するといふことの任務は、電波監理委員会にかわつて、今度内局になつた電波局がやる、こういうふうに了解してよろしいですか。

○長谷政府委員 ただいまの件は郵政大臣がおやりになるとわれくは考えております。なお今御質問のうちに、両方の協定による割当というお話をあります。が、行政協定の定めるところによつて駐留軍の使用せんとする周波数の使用権を、日本全国一般あるいは国際的な観点から見て、その使用を承認するという形でござります。両方の協定によつて使うということとはやや意味が違う、その点は御参考に申し上げます。

○木村(榮)委員 その割当でられました費用ですが、それはいわゆる防衛分担金なんかによつてそれを支払われるものであるか、それとも別な方法でやるものですか。

○長谷政府委員 電波に関する周波数の使用といふことと、費用といふことは全然問題が別だと思います。

○木村(榮)委員 そうしますと、そういうふたよな費用の点は、あなたの方には関係がないということになるわけですね。

○長谷政府委員 お話しの通りであります。

○木村(榮)委員 今度は公社の問題ですが、これはたくさん問題があるので、簡単な点は独立採算制になつた場合の資金、これは大体どのような方法でお考えになつておるか。

○佐藤国務大臣 事業運営の資金のお

尋ねかと思ひますが、在來からいただいております国家資金、同時に事業の収益金、さらに公社になりました場合にはあわせて民間資金の吸收、この三つでまかなくて行くことだと思います。

○木村(榮)委員 外資のこれに入つて来る見通しはどんなでしようか。

○佐藤國務大臣 外資の問題については、ただいまのところ問題が具体的に進んでおりません。

○木村(榮)委員 固定資産の再評価したものを見ますと、大体五百七十六億円ぐらいだと思いますが、そういつた再評価の方法、それから今借入金が五百億くらいあつたように私は知つておりますが、その返済する計画、または十七億の特別償却費といつたようなものがござりますが、これは一体何に使うものか、こういつた点がわからればひとつ伺いたい。

○佐藤國務大臣 再評価の方法につきましては評価委員会等を設けまして、厳正な調査に基いて決定いたして参るわけでござります。その結果公社の基本資産といふものが決定されて参りますので、また経営自体は公社法案が成立いたしましたれば、その法案によつて処理して参るわけでござります。従いましてそういう際に過去の借入金をいかに処理して行くか、一應負債の部にそれを立てて参りまして、将来の問題として経理を処理していくと考えられておるのでござります。

○木村(榮)委員 それから駐屯軍が日本にいます關係上、電通事業のことについて相当たくさんな要請があると思ひます。こういつた場合、米軍の要請に応ずるような建設といったものは、

逆な言葉で言いますと、日本の産業経済にとつてはあまり必要ではない施設といったものをやらなければならぬ結果になる。そうしたことに対しても将来的の見通しあるいはほんとうの日本の産業経済のためにならないような施設をする場合にはこれは防衛分担金その他他の費用の方からまわして使うのか、それとも公社自体の運営で使うのか、こういう点の見通しを承つておきたい。

○佐藤國務大臣 駐屯軍は御承知のように安全保障条約に基きまして、国内の治安を確保して参るのでございます。従いまして駐屯軍の活動に便するよう協力することは当然の政府の責任であります。しかしながらこれが費用の支出等につきましては、公社が直接これを支出するものではなくて、政府予算また駐屯軍自身の負担において、これが処理されて参るのでござります。

○木村(榮)委員 日本の再軍備に伴つて今度保安庁法などが出ますが、今の警察予備隊の問題——警察電話は別に警察電話がつてやつてあるらしいのですか、警察予備隊の場合の電話架設といったものは、やはり公社でこれを扱うのですか、警察予備隊の方に別なそういう組織ができるのですか。

○佐藤國務大臣 公社自身が特に設備するということは、たゞいまのところ必要を感じておりません。従いまして警察予備隊自身の予算等におきまして種々計画されるものもあるだらうと思います。もし計画されるものがあるといたしましても、国内の通信網に支障を来すようなことは絶対に考えておら

ないでございます。十分調整をとつて参るわけでございます。御承知のよろに携帯電話等も非常な簡易なもの等は当然考へて行かなければならないかと思います。

○木村(榮)委員

いろいろ聞きたいことがございますが、時間もないから簡単にいたしますが、大体公社の公債といいますか、そういうものの募集をなさる見通しはどうのくらいなものでしょうか。

○佐藤(國務大臣)

ただいまのところまだその点ははつきりいたしておりません。御承知のようにただいま公社法案を提出しておりますが、本年度の予算に関する限り、すでに御審議をいたしました電気通信省の予算を踏襲することにしておられますので、ただいまお尋ねがありましたようない点は、二十八年度以降の問題になるでございます。

○八木委員長

午前中の質疑につきましては以上をもつて打切ります。

○八木委員長

この際お詫びいたしま

すが、農林省設置法の一部を改正する法律案について、長野県森林審議会会長、小野秀一君を参考人として招致し簡単に御意見を述べていただきたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八木委員長

異議なしと認め、さう決定いたし、これより小野秀一君より御意見を承ります。小野秀一君。

○小野参考人

私は元衆議院議員、現長野県森林審議会会长小野秀一であります。今回当内閣委員会に御提案になりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その一部分に

対して反対意見を述べようとするものであります。何とぞ貴重なる時間を御割愛、御清聴をわざわざいたと存じます。本案を御提案になりました理由を拝見いたしましたと、「行政機構改革の一環として、食糧庁及び林野庁を内局とし、並びに農業協同組合部、統計調査部、競馬部等を廃止する等のため」とことさら名づけるほどのものでないよう拝察いたされました。

申すまでもなく、今回のいわゆる行政改革というのは、消極的策であつたままして成立いたしました電気通信省の予算を踏襲することにしておられますので、ただいまお尋ねがありましたようない点は、二十八年度以降の問題になるでございます。

○八木委員長

午前中の質疑につきましては以上をもつて打切ります。

○八木委員長

この際お詫びいたしま

すが、農林省設置法の一部を改正する法律案について、長野県森林審議会会長、小野秀一君を参考人として招致し簡単に御意見を述べていただきたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八木委員長

異議なしと認め、さう決定いたし、これより小野秀一君より御意見を承ります。小野秀一君。

○小野参考人

私は元衆議院議員、現長野県森林審議会会长小野秀一であります。今回当内閣委員会に御提案になりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その一部分に

ばらく解体して、新たに福島営林局を創設して、宮城、福島両県をこれに所屬せしめ、群馬、栃木の両県をば、脱けがらになつた東京営林局に復活所属せしめ、地域としては厖大になるが国有林価値から言えればきわめて貧弱な新潟県をさして長野営林局へ張りつけられ、外部からうかがいますと、何も改革されることさら名づけるほどのものでないよう拝察いたされます。

申すまでもなく、今回のいわゆる行政改革というのは、消極的策であつたままして成立いたしました電気通信省の予算を踏襲することにしておられますので、ただいまお尋ねがありましたようない点は、二十八年度以降の問題になるでございます。

○八木委員長

午前中の質疑につきましては以上をもつて打切ります。

○八木委員長

この際お詫びいたしま

すが、農林省設置法の一部を改正する法律案について、長野県森林審議会会長、小野秀一君を参考人として招致し簡単に御意見を述べていただきたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八木委員長

異議なしと認め、さう決定いたし、これより小野秀一君より御意見を承ります。小野秀一君。

○小野参考人

私は元衆議院議員、現長野県森林審議会会长小野秀一であります。今回当内閣委員会に御提案になりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その一部分に

ばらく解体して、新たに福島営林局を創設して、宮城、福島両県をこれに所屬せしめ、群馬、栃木の両県をば、脱けがらになつた東京営林局に復活所属せしめ、地域としては厖大になるが国有林価値から言えればきわめて貧弱な新潟県をさして長野営林局へ張りつけられ、外部からうかがいますと、何も改革されることさら名づけるほどのものでないよう拝察いたされます。

申すまでもなく、今回のいわゆる行政改革というのは、消極的策であつたままして成立いたしました電気通信省の予算を踏襲することにしておられますので、ただいまお尋ねがありましたようない点は、二十八年度以降の問題になるでございます。

○八木委員長

午前中の質疑につきましては以上をもつて打切ります。

○八木委員長

この際お詫びいたしま

すが、農林省設置法の一部を改正する法律案について、長野県森林審議会会長、小野秀一君を参考人として招致し簡単に御意見を述べていただきたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八木委員長

異議なしと認め、さう決定いたし、これより小野秀一君より御意見を承ります。小野秀一君。

○小野参考人

私は元衆議院議員、現長野県森林審議会会长小野秀一であります。今回当内閣委員会に御提案になりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その一部分に

ばらく解体して、新たに福島営林局を創設して、宮城、福島両県をこれに所屬せしめ、群馬、栃木の両県をば、脱けがらになつた東京営林局に復活所属せしめ、地域としては厖大になるが国有林価値から言えればきわめて貧弱な新潟県をさして長野営林局へ張りつけられ、外部からうかがいますと、何も改革されることさら名づけるほどのものでないよう拝察いたされます。

申すまでもなく、今回のいわゆる行政改革というのは、消極的策であつたままして成立いたしました電気通信省の予算を踏襲することにしておられますので、ただいまお尋ねがありましたようない点は、二十八年度以降の問題になるでございます。

○八木委員長

午前中の質疑につきましては以上をもつて打切ります。

○八木委員長

この際お詫びいたしま

すが、農林省設置法の一部を改正する法律案について、長野県森林審議会会長、小野秀一君を参考人として招致し簡単に御意見を述べていただきたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八木委員長

異議なしと認め、さう決定いたし、これより小野秀一君より御意見を承ります。小野秀一君。

○小野参考人

私は元衆議院議員、現長野県森林審議会会长小野秀一であります。今回当内閣委員会に御提案になりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その一部分に

の一環としての発意を見ると、彼らは彼ら自身の御都合主義によつてのふこの貴重な林政を左右しておるかに考えられるのであります。私は国民の一員として、当委員会におかれれば国会の名において、何とこれらの間違つたやり方、考え方を根底からたたき直していただきたいと思うものであります。

私はして極言させていたくなら、

私の意味の行政改革を断行しようとするれば、彼らが口ぐせに、あまり騒ぐと廢局になるぞ、と言うことを実現させ

て、この際三局や四局の整理統合を断行して、国民に範をたれていただきた

いのである。されば、われ／＼においては蛇足にひとしき部局の廃止をしてその施策に追随し得るのであります

が、さにあらずして、すでに今日に

おいては蛇足にひとしき部局の廃止を

してその施策に追随し得るのであります

が、さにあらずして、すでに今日に

おいては蛇足にひとしき部局の廃止を

奪取しようとするその心事はたしていかん。何という思いやりのないことで

しかして去る昭和二十四年、政府はこれら地方庁の事務所の移転、いわゆる移転論のよつて来る弊害と紛争とを

ないよう修正立法したことは、賢明なる各位の先刻御承知の通りであります。

事の大小軽重はしばらく別とし

て、國民民福の裏づけなき本案のごと

き非民主的立法によつて、関係地方を

攬乱する改悪案は、よろしく国会の權威をもつて第四款第四十六条に関する限り、これを現状維持とせられるか、または廢案とせられるか、もしくは大

修正を加えられんことを切望してやま

ね次第であります。

○八木委員長 これにて小野秀一君の参考意見聴取は終りました。

午前の会議はこの程度にいたし、午後一時半まで休憩いたしました。

午後零時四十二分休憩

○八木委員長 休憩前に引き続き内閣委員会を開いておきます。

うものをみなくして行政府の一つの下部組織に編入してしまうということでは、われ／＼の立場からなはだ遺憾はないか。

しかして去る昭和二十四年、政府は存じておるわけであります。

そこで人事院総裁としてこの改革案は存じておるわけであります。

これで人事院総裁に対し承つておき

に對してどういう御所見であるかとい

ます。

ではおそらく人事院総裁大いに重大な

決意をしておるであろうというよう

にも伝えられておるのであります。

が、おそらく人事行政に對して政党的な影響を及ぼさない準裁判的な機構

として創設された非常に重大な使命を

持つた存在でないかと思うのであります。

これはわれ／＼から申し上げるまでもないことですが、政府が提

出した法案は別として、この際人事院

總裁の意見を開いておくことは、後日のために大いに参考になると思ひます。

そのため、あえて御足労を煩わした次第

であります。どうか御意見を承りたい

と思います。

○淡井政府委員 鈴木さんからありがたい御質問をいたいたわけであります

が、なるほど法律的にはさようござります。

しかししながらこれは実質的に

人事委員会になつたと仰せられました

が、なるほど法律的にはさようござ

ります。

しかしながらこれは実質的に

人事院が廢止され国家

人委員会になつたと仰せられました

が、なるほど法律的にはさようござ

ります。

しかししながらこれは実質的に

人事院が廢止され国家

いうものが支障を來すとは、私ども當局者としては考へていませんのであります。

所が独立いたしました際に、司法省とあつたのあります。

そこで人事院総裁としてこの改革案は存じておるわけであります。

これがわざ／＼から申し上げるまでも

ことになりますから、それだけ承つておき

ます。

○八木委員長 ちょっとと速記をとめ

て。

〔速記中止〕

○八木委員長 速記を始めさせて

ください。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 総理大臣にお尋ねし

たいと思う点が一つあつたのですが、

それはわれ／＼から申し上げるまでもないことですが、政府が提

出した法案は別として、この際人事院

總裁の意見を開いておくことは、後日

るために大いに参考になると思ひます。

○淡井政府委員 鈴木さんからありがたい御質問をいたいたわけであります

が、なるほど法律的にはさようござ

ります。

しかししながらこれは実質的に

人事院が廢止され国家

人委員会になつたと仰せられました

が、なるほど法律的にはさようござ

ります。

しかししながらこれは実質的に

人事院が廢止され国家

人委員会になつたと仰せられました

が、なるほど法律的にはさようござ

ります。

しかししながらこれは実質的に

つと前に、戦時中から私ども承つておられたわけであります。そこでこの裁判所が独立いたしました際に、司法省とあつたのあります。

そこで人事院総裁としてこの改革案は存じておるわけであります。

これがわざ／＼から申し上げるまでも

ことになりますから、それだけ承つておき

ます。

○八木委員長 ちょっとと速記をとめ

て。

〔速記中止〕

○八木委員長 速記を始めさせて

ください。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 総理大臣にお尋ねし

たいと思う点が一つあつたのですが、

それはわれ／＼から申し上げるまでも

ことになりますが、政府が提

出した法案は別として、この際人事院

總裁の意見を開いておくことは、後日

のために大いに参考になると思ひます。

○淡井政府委員 鈴木さんからありがたい御質問をいたいたわけであります

が、なるほど法律的にはさようござ

ります。

しかししながらこれは実質的に

人事院が廢止され国家

人委員会になつたと仰せられました

が、なるほど法律的にはさようござ

ります。

しかししながらこれは実質的に

人事院が廢止され国家

人委員会になつたと仰せられました

が、なるほど法律的にはさようござ

ります。

しかししながらこれは実質的に

いう役所はいらないと思うという御

説があつたくらいであります。そうい

うふうにして単なる行政大臣となつ

たとしておつたのであります。これはただ

ちに廢止されてしまった。そうする

と、いま一つ文化的な使命として、人

権擁護の局のことを法務総裁につかさ

れどせようということになりましたして、

人権擁護局というものを設けたことも

御承知の通りであります。そういうも

のをなくして、まだ明治時代の――檢

察は檢査總長にめだねてみだりに干涉

することができないことは御承知の通

ります。かつて司法行政を司法大臣が

つかさどつておりました當時、弊害が

あるというので、司法大臣からその司

法行政の監督権を奪つて、そうする

と、あと残るものは検察、検察は検事

は、私の見ところではほとんどその

ままでわづついて思つておる

でございます。従いまして、これに

よつて戦後にわが國の官僚制度を改革

すべき使命を持つて生れた人事行政と

いらぬ。司法省廢止論というものがす

やつて行く。こういうやり方は、はた

して改善であるでありますよ、改悪でありますよ。私はまことに惜しまれべき——人事院といい、法務局といい、占領中にできた制度としては後代で、すべて元にもどるというようではあります、まことに残念に存じております。法務総裁は、この点に対してもううふうにお考へになつておるのであるか。念のために承りたいのであります。

ら、これを内閣のもとに置いて、いよいよ総理府のもとに置いて、一段とそれを強化して行く。それで意見局長官室を私の考え方としてはあるいは國務大臣を充てるくらいの考え方を持つておつたのであります。いろいろの事情から、とりあえず相当の地位を高めて、全般的の法制の立案その他調整に当るというぐあいにしたのであります。これは一法務府に置くよりか、今申し上げた通り内閣の直属として、全般的に各省と連絡をとり、立案調整の任に当らしめるのがいい、という考え方のもとに、さようなことにしておつたわけあります。

というものができたのであるから、この日本弁護士連合会において、将来きっとこの人権擁護の道を取上げて、「間から盛り上った力でもつとこれをつてもうと、同時に、政府の方におはる人権擁護の当局者とともに手をついてやれば、成績も相当見るべきものがあるのではないか」と考えておられるのであります。しこうして来るべき法務省において扱うべき仕事といふものは、今鈴木委員はほとんど仕事がないやないかというお説のようですが、必ずしもそうではない。たゞいま訴訟事件が全国的に見て行政事件として約四千件、普通の事件としてそな半数約二千件くらいある。各省から来る訴訟事件、これもなか／＼大きな問題であります。このうちには事件としてはなはだしく金額の多大に上つておる事件がありまして、この影響するところは、国家の財政上その他から見て、容易ならぬものがあるのであります。それらの仕事が相当龐大になつておる。あるいは民事局の仕事としても相当ある。檢務局の方においても相当の仕事があります。将来自また、破壊活動防止法案が通過いたしましたと、公安調査局といふものが出来て、やはり法務省としての仕事となりますと、公安調査局としてできる。これらの点から見ましても、事務としては少からぬものがあるのでありまして、この意味において、私は從来の法務省廃止論といふもののは必ずしも適切なものではない、やはり法務省としてこれらの事務を見ることが適當であると考えておる次第であります。

が、これは将来相当仕事がふえるのやならないかと私は存じております。○鈴木(義)委員 人権擁護のことはとで承ろうと思つて留保しておいたあります。が、法務総裁はわかつて、られるかと思つたのでありますけれども、この機構改革にあたつて、行政整理局長官、あるいはほかの人にも聞いてみても、法務総裁の意味が少しもわからず、ただ法務省にした方がいい、というように簡単に考えておられたのですが、法律にも書いてあります通り、「政府における法務を統轄させるため内閣に、法務総裁を置く。法務総裁は、法律問題に関する政府の最高顧問として、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し、意見を述べ、又は報告する。」これが現行法における法務総裁の地位でありまして、法務局長官の仕事が主たるものなのです。みずからその権限を放棄して、内閣から見て各省政府の中に入つて行政大臣になるということは、法務総裁の権威のためにまことに惜しむべきであると考えられますので、お尋ねをしたわけであります。少しもさしつかえないといふことであれば、やむを得ないことであります。

それから人権擁護局を移して民事局の一課とするということは、なるほど仕事の内容は当分はそのままの形で行くといふことも、すべて今度の機構改革は人を減らさないようにしておるところでありますから、そのままの形で課に直すといふのでありますよから、それは仕事をやらなくなるとは決して申しません。しかし一つの独立した局を存置することと課にしてしまったとでは雲泥の差があることは、私が申

し上げるまでもなかろうと思ひます。現に弁護士会連合会あるいは人権擁護委員の連合会等から、陳情及び請願を取り次ぐことの御委託を受けて、私がおどりてお嘗めの問題に立つたのもそのためであります。人権擁護のことは民間でやるべきである。——これはもちろんである。役所でやるべきことではない。が遺憾ながらわが国の民主主義はまだ幼稚な状態でありまして、これはどうして政府が力を貸して、人権の蹂躪せられた場合に、これを回復するために助を与えなければ、みすから権利のたに奮闘するというだけの勇気を持たない國民であります。これが十年、二年過ぎた後ならば、おそらくさしつえなくなるだろとわれくも期待ておるのであります。一日も早くういう後所がなくなることを期待る。けれども現段階では無理である現にメーデー事件にからんで、あるにはほんとに騒ぐつもりで行つた人ありましようが、私の昔から知つてゐる人がやはり検査留置されて帰つてない。どうもあの男がメーデーに行っていたことがふしきなのに、つかまたことはなおふしきだということです。細君が泣いて来ましたから、調べたところが、この男は学校の先生で、彼の四人の先生方とともに検挙さが起つた、何があるかといひので、そこへ近づいたために巻き込まれて、生徒が行つておつたということから、これまでは教壇に立つてはいけないと。通知が東京都の教育長の方から參りまして、いまだに謹慎しているわけでおあります。検事局の方でも調べてお

から、いざれ結論が出るまでは謹慎しておれということあります。思想的には決して共産党でも何でもない、きわめて健強な男であります。それで学校の先生でありますのが、ただ学校に入つておつた警察のスペイの報告によると、このメーデーの前に二、三回ひそと五、六人の教員が集まつて相談したことがある。これが知れているために、さてはということでやられた。何で集まつてひそくやつたかというと、実は五十万円ばかり使い込んで、この責任を明らかにすると校長が引責しなければならぬ、どうしたものだらうということで相談をしておつた。そういうことで、検事局でもそのことは申し上げなかつたが、それは申しした方がいい。なぜなら、それには、事ここに至つて、せつかくひそくと話したこと、が意味をなさなくなるから、今度も警察局でも検事局でもそのことは申し上げなかつたが、それは申しした方がいい。君は教権を停止せられ、都合によつて、免職になるかもしれぬ、免職になると免職になるかもしれぬ、免職になつたら、われ／＼もひとつ乗り出して大いにやつてやるつもりではあるが、とにかく検察されたことがすでに間違つたならば、そのことを明らかにするためには言わなければならぬ、言つたら、われ／＼はいかぬ、教員たることも壇に立つてはいかぬ、教員たることもあるいはやめなければならぬ立場に立つたならば、そのことを明らかにするためには言わなければならぬ、言つたらよからぬという忠告をしてわかれたのであります。が、こういうことは私はりばな人権擁護局であると思う。われのような個人に訴えて解決できる人はけつこうであります。が、こういう者を——やはり一種の無辜の民であります、これを救うための救済機関とし

て、人権擁護局というものが從来非常に有益な仕事をしておつたのであります。私どもはそういう意味においてぜひ人権擁護局といふものは、看板だけ算は從来通り——從来通りでも実は足りないので、非常に少い予算でありますから、むじろ課にしても予算の点はなくてよろしい。法務総裁にひとつ予算は從来通り——從来通りでも実は足りないので、うまいと思つて、そうすればやすということを言明していただきたいと思うわけであります。でも大きく国民の前に出しても実は足りないので、非常に少い予算でありますから、むじろ課にしても予算の点はなくしてよろしい。法務総裁にひとつ予算は從来通り——從来通りでも実は足りないので、うまいと思つて、そうすればやすということを言明していただきたいと思うわけであります。でも人権といふものはいかに尊重すべきものであるか——私、英國に留学しておつたときに、良家の子女を羌春婦と誤解して警察に留置した。わずかの時間、たしか十時間がそこいらであつたと思ひます。が、良家の子女を誤って留置したということ、ウエストミンスター議会の問題になつて、内務大臣が引責辞職をしたことを拝見しております。人権といふものを重んずる、かくのごときである。日本などではそんなことはざらにある。毎日やつておるが、だれ一人責任をとるものないし、間違えられた者は不幸だと思つてあきらめろ式でやつて。それでは人権といふものはいつまでたつても尊重されないと思ひます。が、人権尊重の思想を普及するだけのためにでも、人権擁護局といふものはながるべからず、かように考へるのであります。から、ぜひひとつ人権擁護局はこれを存置することに御賛成を願いたい。どうしてこれでできないというならば、せめてこれに対してもつと熱を入れる、費用をかけてこの仕事を、日本が真に民主化するまでの間——決して永久にとは申しません、十年か二十年の間、こ

○木村國務大臣 ただいま鈴木委員の  
人権擁護についての御意見、まことに  
ごもつともあります。私は結局人権  
問題というのは二つあると思います。  
一つは官憲が不当地に人民の人権を侵  
權を侵した場合、これはぜひとも民間  
人で組織された強力なる団体が取上げ  
てやるべきものだと考えております。そ  
こで先刻申し上げましたように、これ  
らの問題は少くとも在野法曹、ことに日本  
弁護士連合会というような強力なる  
組織があるのでありますから、これら  
が中心となって、かような人権問題を  
取上げてその擁護に当ることが望まし  
いことであろうと考えております。現  
在におきましても、弁護士会の人権擁  
護委員会の人たちが相当躍して成績  
を上げておることは、鈴木君も御承知  
の通りである。どうか鈴木君のようない  
有力な在野法曹の方が大いに擁護をし  
てもらいたいと思います。私も在野法  
曹時代には、人権擁護委員会について  
相当熱を入れてやつておつた。大きなか  
問題については大体においてこの弁護  
士会において取上げてやつておつた実  
績がある。少くとも今申し上げました  
官憲が不当地に人民の権利を侵害すると  
は最も望ましい、こう考えております。

現在、法務府の人権擁護局でやつて  
おるのは、これは鈴木君も御承知の通  
り大体普及宣伝でありまして、実際に

員、これが実によく活躍してくれておられます。中央においてやつておるのは、大体において普及宣伝——これもけつこうなことがあります。普及宣伝もやらなければならぬ、これもけつこうなことがあります。しかし両々相まって、人権の擁護に邁進する、これをやらなければならぬことは申すまでもない、とであります。そこで、機構改革の結果、これが課となりましても、先刻申しあげましたように、実際面において不都合のないよう私はやつて行きたく同感であります。たとい課となりましても、でき得る限りの方法をもちまして、ます／＼実績の上るように努力をして行きたいつもりであります。

○鈴木(義)委員 いろいろありますけれども、忙しいようですから、これで終ります。

○八木委員長 西村榮一君。

○西村(榮)委員 委員長にお尋ねしますが、大蔵大臣は見えますか。

○八木委員長 今交渉を続けております。この席へは理財局長と外為委員長が見えていています。

○西村(榮)委員 いつ時分見えますか。

○八木委員長 確かめます。

○西村(榮)委員 私は大蔵大臣が見えたら、大蔵大臣と外為委員長との御所見を承りたいと思いますが、せつかく委員長のごあつせんでありますから、理財局長にお伺いいたします。

今回の大蔵省の一部改正案で外為委員会が廃止されるのでありますから、

○石田政府委員 今回の改正は全般的行政機構の改革と関連いたしまして、大体いわゆる行政委員会的なものと申しますが、そういうふうなものを廃止するというところの一環として考え方であります。承知いたしておりません。なお外為委員会を廃止いたしまする特別の理由をいたしましては、外貨に関する機関を簡素化して大蔵省に統合する、こういうことに承知いたしております。

○西村(繁)委員 そうすると大蔵省の為替局の中で為替事務を取扱う、こういうことになりますか。

○石田政府委員 そういうふうに了承いたしております。

○西村(繁)委員 そうすると、從来外為委員会はどういう仕事をやつておつたのでしょうか、私はあまりよく知らないので教えてもらいたい。大蔵省からごらんになつて——外為委員長にはあとで聞きます。

○石田政府委員 これは現在外國為替管理委員会の設置法の上に書いてござります。大体のことを申しますと、外貨の管理、運用、これが一つの大きな仕事であるかと思ひます。それから外國為替の関係につきましては、外國為替の取引と、これに連関する外國貿易取引との手続について、調整を行ふということがあります。それから御承知の通りに、外國為替特別会計というものが現在あるわけであります。この運営の任に当る、これがうたつてございまます。それからまた、外國為替予算と

いうものを政府といたしましてつくりまして、それに従つて、いろいろの為替の割当なり、あるいは使用の許可などいろいろなことをいたしておるわけであります。そういう点に関連いたしまして、諸官庁がそれ／＼その条件通りやつておるかどうかということを監視いたします。そういうような仕事をいたしております。それから関係各省の行政機関の便宜に供しますために、外國為替及び外國貿易に関するところの取引につきまして、完全な記録を保持する。こういうふうな仕事もされておるわけであります。それからまた、外國為替取引の数量とか内容とか、あるいは国民経済に及ぼすところの効果といふうなものにつきまして、定期的に報告をする、こういう仕事をされております。なお外國為替に関するところのいろいろな政策につきまして、内閣総理大臣及び関係行政機関に対しまして勧告をする。大体かのような仕事をつかさどつておると了承いたしております。

○木内政府委員 貿易上の指導といふと、たゞこのことになります。私は、このことの爲めに、行政上の事務として指導していきます。私は、このことをおつしやいましたが、指導といふと、言葉が当らないかとおもいます。私どもの関心は、現行の為替管理法は、貿易管理と為替管理を具体的に見るという考え方でありますから、むしろ為替管理という手段を使つて、日本の貿易がうまく行くようにする、為替管理の任務をそういうふうに考えておりますから、金の問題を取扱ついても、常に貿易がうまく行くようにということを、念頭において扱つたことは事実であります。しかしながら、貿易に関しては、通産省が責任者でありますとして、ですからむしろ通産省に対して、金の面から見て相談を受けられる、こういう立場でやつて来たと思ひます。なお具体的には、それが外貨予算の面とか、あるいは協定貿易の面とかに、どういうふうに表われたか、御希望でしたら実例でも申し上げたいと思います。

○西村(策)委員 そうすると、簡素化、あるいは行政委員会というものを廃止するというのであるから、ついでに廃止するということ以外には、大蔵省からごらんになつて、從来の外為委員会の運営上、内容として支障があつた、あるいは欠点があつた、あるいは弊害があつたという点は、別に御指摘になる点はございませんか。

○石田政府委員 外為委員会のやり方が、どこが悪かつたとか、あるいははどういう点が弊害があつたとかいうふうな具体的な問題につきまして、個別的に申し上げることは避けたいと思いまして申し上げません。機構が複雑でありますれば、複雑に伴うところのいろいろな問題があることは、当然であろうと考えます。

○西村(策)委員 複雑に伴う弊害があることは、私もよく存じております。しかし、近代文明が進むに従つて、やはり世の中が複雑になつて来る。しかし複雑の中に、また一つの大きな利益を求めて、文明というのが進んで行く。単に簡素化という一点において、あるいは複雑化という一点においてのみ、廃止するということについては、行政機構をいじくるということにおいては――、その弊害の反面には利益とお尋ねしておるのは、複雑であることは事実でしよう。これは一元化すればありますれば複雑であるだけ、手数がかかることは当然だらうと思うのであります。そして、簡素化の趣旨と、それから責任体制を確立する、こういうことが趣旨だらうと思います。

よい。しかし、その複雑の反面には、まるで、ある利益もあるのです。その複雑から来る弊害を承つておくことがあります。されば、そこでおきたいというのが、私のお尋ねの如きです。従来の弊害があつたら、それを示す弊害を実例を示して、ひとつわれわれが納得するよう御説明を願いたいのです。

○石田政府委員 ちよつとアプローチの仕方が違つて来るよう思います。が、われわれ、いたしましては、外為委員会を廢止して、大蔵省がこれを所管するという結果において、非常な弊害でもあれば別でござりますが、弊害がないのならば、簡素化の方にまさることは、ない、かように考えておる次第でございます。

○西村(榮)委員 そういう答弁をしてはいかぬ。外為委員会を置くことが複雑だからいかぬ、その複雑だからいかぬという理由を聞きたい。複雑な理由を言いなさい。それから外為委員会の従来の弊害を言いなさい。そういうとほけた答弁をしてはいかぬ。

○石田政府委員 たとえば、外貨の管理、運用ということは、これは非常に重要な問題でございます。これは私たちは大蔵大臣が外貨の管理、運用の責任を持つべきものである、かように考えておる次第でございます。かりに大蔵大臣がそういうふうにいたしたいといふ場合におきまして、外國為替管理委員会と意見を異にするという場合には、大蔵省の思う通りに行かないという面もございます。それからまた外貨の管理運用につきまして、政策の面でなくして、手続的な面もあるわけであります。この手続的な面につきまして

は、これは現在外為委員会がやつておられるわけであります。しかしその実務の大部分は日本銀行がやつておる部面が多いのであります。そういう部面は、日本銀行で扱うというふうにいたしますれば、一々時間を勞せずして、けつこうであるう、かように考えておる次第でございます。

○西村(繁)委員 しかばあなたにお尋ねするが、従来大蔵省が思うように行かなかつた実例が何がありますか。大蔵省の通貨政策の上において、ある金融政策の上において、外為委員会が大蔵省の方針に反して、国策上大いなる不利益をもたらしたというふうな実例がござりますか。

○石田政府委員 これは私實際その衝に当つておるものでございまして、その衝に当つておるものといたしましては、いたずらに意見の疎隔を來したり、あるいはそのために仕事ができなくなつてしまふということは、困ることでござりますので、實際問題といたしましては、その与えられた機構のわくの中におきましては、できるだけ協力いたしまして、円滑に行くように努めて參つたつもりでございます。

○西村(繁)委員 私の言うのは、大蔵省の思うよに行かなかつた実例、それが大蔵省と外為委員会との意見の食い違いによつて、国策上不利益を來したもので、かくいうような実例があるかどうかということを聞いておるのであります。

○石田政府委員 これは何と申しますか、外為委員会と私の方とは、でけるだけいろいろの話合ひをつけまして、そうしてつけた範囲でいろいろなことを実行いたしておるわけでございま

す。しかし話合いがつかない部分は実行しない部分もあるわけでありまして、この話合いがつかないものについて、それがどちらの考え方が正しくて、どちらの考えが間違つておるかといたることになりますと、非常にたくさんなケーズをあげまして、一々これは議論しなければならないことに相なりますので、その点は避けさせていただきたい。私は事務当局といたしまして、機構の範囲内においては、支障がないようなくらいにできるだけ努力して來たつもりであります。要するに、お互にのしり合つて、いろいろなことをなしに済まして來たと思つておるのあります。問題は、そういう運営の問題ではなくして、機構の問題であります。従つてその問題におきましては、簡素化の方が望ましい、かように考えております。

○西村(榮)委員 簡素化というよりも、むしろ重点は、大蔵省の思ふように行かないといふところに重点があるのではないか。私はあなたと論争しようと思つておきます。

西村(榮)委員 簡素化といつても、むしろ重点は、大蔵省の思ふように行かないといふところに重点があるのではないか。私はあなたと論争しようと思つておきます。

誤りのない、より高い段階に国策を行つて行くということになる。あたたの言わるのは、簡素化といふことだ問題は、大蔵省の思ふように行かないといふことはおかしい。やはり内閣では、一体何を意味するのか、私ども理解できない。それは大蔵省の独裁政治です。それ以外に御説明するとこ

うのは、大蔵省の思ふように行かないといふことはおかしい。やはり内閣では、一体何を意味するのか、私ども理解できない。それは大蔵省の独裁政治です。それ以外に御説明するとこ

うのは、大蔵省から独立しておる。しかしながら、通貨の問題についての所管は、これは通貨と為替業務といふものであつた方に言ふ必要はない。たゞ問題は、大蔵省の思ふように行かないといふことではないが、これは通貨と為替業務といふものであつた方ではない。これは通貨から独立せしめておる。し

かく、日本銀行の形態といふものは、形式的には大蔵省から独立しておる。そうして時の内閣に左右されずして、独自の金融政策をやつて行く。政

治に拘束を受けない、というところに、近代金融組織の性格があるのであります。だから私のあなたに言わんとするところは、通貨と為替を握るから独

裁政治だと言つて置くべきであるとおもふ。しかし大蔵省が独裁しようとは思ひませんが、少し思ひ上つた考え方ではないか。そのほかに私どもを首肯せしむる理由があれば承りたい。こういうことなんですか。

○西村(榮)委員 石田さんの言われるのと、大蔵省の思ふようないふところには想像できると思うのですが、意見には、私ちよつと御賛成申し上げかねる次第でございます。

大蔵省が通貨、為替を主管するから、これは通貨と為替の問題でござります。しかし大蔵省が何でもかんでも一貫作業を通貨においてやつて行かなければならぬといふことであつたら、結局日本銀行は大蔵省発券局に解消して、独立の機能といふものを解消してしまう。これが一番簡素化だと私は思う。それ

をあなたと議論しようとは思わないが、しかばん具体的に言えば、外為委員会を廢止して、大蔵省に為替局を置くといふことであれば、それは技術的にうまく行きますか。

○石田(政府)委員 私は技術的に何らむづかしいところはないといふことに考

つぱつて行くということになる。あなたの思ふように行かないといふことは、大蔵省の思ふように行かないといふことはおかしい。やはり内閣では、一体何を意味するのか、私ども理解できない。それは大蔵省の独裁政治です。それ以外に御説明するとこ

うのは、大蔵省から独立しておる。しかしながら、通貨の問題についての所管は、これは通貨と為替業務といふものであつた方ではない。これは通貨から独立せしめておる。し

かく、日本銀行の形態といふものは、形式的には大蔵省から独立しておる。そうして時の内閣に左右されずして、独自の金融政策をやつて行く。政

治に拘束を受けない、というところに、近代金融組織の性格があるのであります。だから私のあなたに言わんとするところは、通貨と為替を握るから独

裁政治だと言つて置くべきであるとおもふ。しかし大蔵省が独裁しようとは思ひませんが、少し思ひ上つた考え方ではないか。そのほかに私どもを首肯せしむる理由があれば承りたい。こういうことなんですか。

○西村(榮)委員 石田さんの言われるのと、大蔵省の思ふようないふところには想像できると思うのですが、意見には、私ちよつと御賛成申し上げかねる次第でございます。

大蔵省が通貨、為替を主管するから、これは通貨と為替の問題でござります。しかし大蔵省が何でもかんでも一貫作業を通貨においてやつて行かなければならぬといふことであつたら、結局日本銀行は大蔵省発券局に解消して、独立の機能といふものを解消してしまう。これが一番簡素化だと私は思う。それ

をあなたと議論しようとは思わないが、しかばん具体的に言えば、外為委員会を廢止して、大蔵省に為替局を置くといふことであれば、それは技術的にうまく行きますか。

○石田(政府)委員 私は技術的に何らむづかしいところはないといふことに考

えておりまます。日本銀行におきまして

も、そのことは先ほども申しましたようなく、ついでに、外國為替管理委員会の現状のもとにおきまして、役所において実務の大部分をやつておるというところでございます。従いましてその引取りにつきまして支障があるとは思つております。

なおこれは私見になりまして恐縮でございますが、為替局というものが大蔵省にできました場合に、これが何と申しますか非常な強権を振るような考え方では全然ないのでありますて、大体の方向といたしましては、この為替管理といふのは、為替の状況が苦しいときにおいて行うものでありますて、そうして大切なことではござりまするが、大体の方向としては為替の管理といふのはだん／＼ゆるめて行くといふか、緩和して行くことが望ましいのでありますて、これは日本銀行との関係におきましてもそうでございますが、日本銀行は今何ら外貨も持たずにやつておるというような状況になつておりますが、これらの点も将来は考えて行かなければならぬ。日本銀行の為替業務に対しまずところの力というものは、だん／＼後づけて参るのがほんとうであり、その反面において、政府の機関はどういうかづこうでありますて、も、だん／＼後づけて行くのがむしろ筋じやないか、かように考えておる次第であります。

付、為替から全部まわされて、一人前になるのは昔から十二、三年かかる。それを何ぼ大蔵省の役人が秀才であつても、二年、三年でボストンをかわつて行くのに対して、一体こういう専門的な技術的なものがやれるのかどうか。かつては正金銀行という専門家がベックにあつたから、大蔵省の為替管理ということがお茶を濁して行けたけれども、これから為替の専門店がなくなつて、それとの連繋がとれたときに、専門的な技術のない為替局の役人がやれるかどうか。私の心配するのはこの点であります。同時に、あなたは為替管理の状況を将来緩和して行くといふことです。これがあなたの御希望としては承つておくれども、世界各国が強化して行くのに、これは緩和の方向をとるべきだということは、自由主義経済の理想からいつたら、それはそもそもしませんが、今日の貿易は結構通常の貿易ではない。国際経済は著しく政治的な制約を受けている。当然為替管理といふものも強化されて行く。こういうようなときに、あなたが今答弁になつたように、為替管理は将来緩和していく、これは第三次世界戦争が終つて世の中がひっくり返つてからやるべきことである。ただ私は昔は正金銀行があつたけれども、これからそういうふうに技術的にやれるのか。やれるという自信があるならば、為替局の役人を特別の役人にし、イギリスの官僚組織のように一つのポストに長年おいて月給も上つて行く、そのポストでかかりきりであつても局長、大臣以

上の俸給をとつておる。しかも何十年の年期を入れた専門家であるという官吏組織であればとにかく、あなたのおつしやるよりうな官吏組織でそういうことができるでしようか。

○石田政府委員 最近の為替専門知識と申しますか、こういうものが終戦後非常に低下したことは争われない、これは事実であろうと思います。そもそも戦争直後の混乱期等を加えますと、その間に相当に長い空白の期間があつたわけでありまして、その場合におきまして、為替らしいものがなくなつたといふようなことが、ある程度言えるかと思うのであります。従いまして一般的に申しまして、為替の知識が全般的に低下しておる、こういふことは私は争われない事実であろうと思うのであります。しかし今度は、相対的なところの中におきまして、だれか一番専門家であり、だれが専門家でないかということに相なりますと、それは相当問題があるのであります。日本銀行は、為替業務は正金銀行にまかせて、やつておりますんでしたけれども、しかし為替管理の方の仕事につきましては、正金銀行に委任しておつたのではなく、むしろ戦前から日本銀行と大蔵省との間におきましてやつておつた次第でございます。その時分為替管理をやつておられました人がないわけではないのであります。むしろ正金銀行の方が残念ながらあいう状況になりましたので、ほんとうの昔の長い経験を持られた人は、その職を離れたといふのが実情であります。もちろん専門知識につきましては、一般的に低下しておりますけれども、甲は今専門知識を持ち、乙はあるつきりないの

だ、どう、うような極端なことはどうかと、思つてあります。なお為替銀行でやつて行けるかということは、事人その問題にも関係いたしますし、制度の問題にも関係いたしますし、私どもいたしましては、何とも申し上げかねます。ただし、大体行政官といふものは、専門的知識を持つて事に当るべきものでありまして、専門的知識の獲得については大いに努力すると同時に、なるべく長い期間そのポストに安定期を設めることが先決条件だらうと思います。たゞ為替の問題だけに限りまして、お前は、あるいは大蔵省は為替の知識がないからだめじやないかということになりますと、これはひとくわしく大蔵省だけの問題ではなくして、世界金融を通ずる問題であります。そういうことになりますと、貿易にいたしましても、何にいたしましても、長期的な、知識的なものがなければならぬということに相なるのではないかと思うのであります。

事項であろうと思います。帳簿をどうするとか、こうするとかいうものは、細部な事項、こうしたことになるわけあります。この外國為替管理委員会は、先ほども申し上げたのでございまして、それが、実体問題として重要事項に参画されたります。官制の建前からいたしますと、手続を定めるということと、勧告するというふうなことに相なつておるわけあります。しかしながら、手続を定めることももちろん重要なことであつたと思います。今度の改正によつて、これらの部分は日本銀行の方に引き継いで行く、委任して行くこと、いうような形を持つて行くわけになりますが、しかもなおかつ重要問題があります。それにつきまして知識経験のあります方の御意見を随時拝聴することはきわめて大切なことであるといふふうに考へるのであります。そういう重要な問題につきましては、やはりそれらの御意見を承つてきめて行くのがいいのではないか、かよう考へております。

す。従来の外為委員会は、大蔵省とうまく行かなかつたような実例があるかどうか。同時に外為委員会が設立された当初の経緯、並びにその後において日本の貿易振興のために外為委員会はいかなる方向をとつて来られたか。いかなる功績をとつて、あるいは欠点を持つて来たかといふような諸点について、先ほどの大蔵当局の御答弁とあなたの大蔵大臣との御答弁とが一致していればよいが、違つておるならば、その点をひとつ御説明を願いたい。

### ○木内政府委員 第一点の大蔵省の思

うようにならなかつた、これは心の中の問題でありますから、いかなる点において思うようにおなりにならなかつたかは存じませんが、私はすでに他の出席において御説明いたしました通り、現機構というものは、仕事をわけ合つてチエック・アンド・バランスといふことを一つの原則と考えてできていることを一つの原則と考えてできている。しかしそれが、チエック・アンド・バランスということの方がいいならば、その方が国家のためであつたといふことが言えるケースもあつたのではないかと思います。これは一々それがどつちがよかつたかといふことは、まだ判定のできない問題もあります。しかしそれは、大蔵省の意向にかかわらず外為の意向通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことによつて違うので、ここで実例をあげて、この場合は大蔵省の意向にかかわらず外為の意向通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことを説明しようとおつしやつてもちよつと思ひつきません。とにかくそれは確かにチエック・アンド・バランスを基礎

に置いているのですから、必ずしも思ひ置いているのですから、必ずしも思ひ置いたことがあります。そこでそのよしれないかと思います。そこでそのよしれないかと思います。そこでは大蔵大臣として責任がとれないといった御答弁とが一致していればよいが、違つておるならば、その点をひとつ御説明を願いたい。

第一点の大蔵省の思

うようにならなかつた、これは心の中の問題でありますから、いかなる点において思うようにおなりにならなかつたかは存じませんが、私はすでに他の出席において御説明いたしました通り、現機構といふことは、仕事をわけ合つてチエック・アンド・バランスといふことを一つの原則と考えてできていることを一つの原則と考えてできている。しかしそれが、チエック・アンド・バランスといふことは、まだ判断のできない問題もあります。しかしそれは、大蔵省の意向にかかわらず外為の意向通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことによつて違うので、ここで実例をあげて、この場合は大蔵省の意向にかかわらず外為の意向通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことを説明しようとおつしやつてもちよつと思ひつきません。とにかくそれは確かにチエック・アンド・バランスを基礎

に置いているのですから、必ずしも思ひ置いたことがあります。そこでそのよしれないかと思います。そこでは大蔵大臣として責任がとれないといった御答弁とが一致していればよいが、違つておるならば、その点をひとつ御説明を願いたい。

第一点の大蔵省の思

うようにならなかつた、これは心の中の問題でありますから、いかなる点において思うようにおなりにならなかつたかは存じませんが、私はすでに他の出席において御説明いたしました通り、現機構といふことは、仕事をわけ合つてチエック・アンド・バランスといふことを一つの原則と考えてできていることを一つの原則と考えてできている。しかしそれが、チエック・アンド・バランスといふことは、まだ判断のできない問題もあります。しかしそれは、大蔵省の意向にかかわらず外為の意向通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことによつて違うので、ここで実例をあげて、この場合は大蔵省の意向にかかわらず外為の意向通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことを説明しようとおつしやつてもちよつと思ひつきません。とにかくそれは確かにチエック・アンド・バランスを基礎

に置いているのですから、必ずしも思ひ置いたことがあります。そこでそのよしれないかと思います。そこでは大蔵大臣として責任がとれないといった御答弁とが一致していればよいが、違つておるならば、その点をひとつ御説明を願いたい。

第一点の大蔵省の思

うようにならなかつた、これは心の中の問題でありますから、いかなる点において思うようにおなりにならなかつたかは存じませんが、私はすでに他の出席において御説明いたしました通り、現機構といふことは、仕事をわけ合つてチエック・アンド・バランスといふことを一つの原則と考えてできていることを一つの原則と考えてできている。しかしそれが、チエック・アンド・バランスといふことは、まだ判断のできない問題もあります。しかしそれは、大蔵省の意向にかかわらず外為の意向通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことによつて違うので、ここで実例をあげて、この場合は大蔵省の意向にかかわらず外為の意向通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことを説明しようとおつしやつてもちよつと思ひつきません。とにかくそれは確かにチエック・アンド・バランスを基礎

に置いているのですから、必ずしも思ひ置いたことがあります。そこでそのよしれないかと思います。そこでは大蔵大臣として責任がとれないといった御答弁とが一致していればよいが、違つておるならば、その点をひとつ御説明を願いたい。

第一点の大蔵省の思

うようにならなかつた、これは心の中の問題でありますから、いかなる点において思うようにおなりにならなかつたかは存じませんが、私はすでに他の出席において御説明いたしました通り、現機構といふことは、仕事をわけ合つてチエック・アンド・バランスといふことを一つの原則と考えてできていることを一つの原則と考えてできている。しかしそれが、チエック・アンド・バランスといふことは、まだ判断のできない問題もあります。しかしそれは、大蔵省の意向にかかわらず外為の意向通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことによつて違うので、ここで実例をあげて、この場合は大蔵省の意向にかかわらず外為の意向通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことを説明しようとおつしやつてもちよつと思ひつきません。とにかくそれは確かにチエック・アンド・バランスを基礎

つて行くと、どうな仕事に入つてやつたわけであります。爾来完全に外貨管理が移りましたのは昨年の十月であります。それからまた私たちどうぞ世界一周の旅に出かけまして帰つたのが十月末であります。爾来今年になつてから何をしたか。ようやく運営らしい運営に入つたのであります。例のボンド問題その他ごたゝくが起りますて多くの時間を費されまして、自立つたものはほとんど何もありませんが、しかし昨年外貨管理が完全に移つてからあとは次第にスムーズになつて来て、どうやら今の為替管理も板について来たのではないか。先ほど申しました通り根本に対して大蔵省の御賛成をどうも得ておらぬというため十分だという印象は与えませんが、かなりうまく動き出したというのが最後のステージであります。

り、海外への御経験もあります。もちろん、一人の委員の方はやはり正金銀行で五年と同様であります。ほんと同じ二十年の正金生活。第四番目の委員の方は、これは三菱商事であります。これにおそらく二十年くらいおられたと思ひます。大体において為替銀行出身二名、商事会社一名、中央銀行一名、というのが現在の構成であります。いずれも二十年近くのいわゆる年期を入れた人間であります。この仕事をも創時代であつたせいでありますし、ほとんど全身全力を費して來たつもりであります。しかも顧みまして必ずしも仕事は満足に行つているとは思わない。夜作業をしたこともありますし、ほとんど全身全力を費して來たつもりであります。しかも顧みまして必ずしも仕事は満足に行つているとは思わない。言いかええてみますとこの為替管理といふ仕事は実にむずかしい仕事であるというのが私の印象であります。日本銀行にお話であります。日本銀行の大部のものをまかすからといふことで、必ずしも仕事をお頼みしておなります。その結果としまして最近のこととはよく御存じであります。のみならず非常に大きな人数を動員してくださいます。して熱心に執務してくださいましたから、ずいぶん戦後の新しいやり方について認識も深まつたり、いわば実力を深めてくだつたであろうと思います。しかしながら日本銀行におまかせをしておりますことは、許可事務の窓口と金を預かるブッキングの簡単な銀行同士の手続をさせるという程度であります。しかしながら日本銀行におまかせした部分はありません。その点については遺

憾ながら十分なる御経験を得られた方が日本銀行の中に相当てきて来たという段階にはまだ少し及ばないのだと思います。これが大体事務能力といふものに関する説明であります。

なお為替事務というものは非常に末節的なものでありまして、この末節的なところに非常に重要性がある。先ほど審議会というもので——重要な事項はそうでございますが、もちろん非常に必要にしてけつこうなことでありますが、為替管理がうまく行くか行かぬかは實に言うに言われない微妙なところにある。たとえば一例を申し上げます。外貨予算制度といふもの、民間貿易というものが發足しまして自動承認制というものが非常に大きく言われている。自動承認制でどん／＼物を買つて大失敗をしたような経験をしました。の中に自動承認制もつて外貨の許可を得た、現在外貨を使う権利を獲得した、だれがどの商品についてどれだけの外貨をすでに許可を握つたかということを今時々出している。従いまして人様がどれだけ、AならAの商品をすでに買いつけることになつたかということを業界の方が知ることがであります。その結果としてあまり行き過ぎは起らないはずである。その数字をもつと早く出せばよかつたが、初めのうちは出さなかつた。出さなかつたがために人様がどれだけ買つているか、業界の方は無知であつて、まだだれも買つていなかつたが、専門家をもつて任じながらそれに気がつくことがあおそくて、あのように大事件がその

のような小さなことにひつかかっているのであります。いわゆる重要事項で、審議会でも相談になるような点が、為替管理の真に重要なものではないかと私は考えております。

○西村(榮)委員 もう一点お尋ねしたいのですが、今あなたの説明の中に国際通貨基金の委員会の指導によつてこの外為委員会がある程度までサセスチヨンによつてできたというお話をありました。が、そこで私はそれと関連してお尋ねしたいのですが、日本が国際金融機関に参加するについてこの外為委員会はかくのごとき機構において、かくのごとき運営をしていると。いうような条件を提示して了解を求めたというような事実はありませんか。

あるいはそれに類似の事実はありませんか。たとえていうと外国から見て、日本の通貨操作に対する信懐性、信頼性を獲得するためには外為委員会といふものを設けて、こういうものをやつている。それに基いて、それならばと、いうので安心して一つのものがとりまとめられたというような事実はございませんか。

○木内政府委員 國際通貨基金加入の問題は、為替管理委員会は扱いません。これは大蔵省でお扱いになつたのではありません。むしろ大蔵省の方から聞いていただきたいと思います。

○石田政府委員 國際通貨基金につきましては現在の段階におきましては各國別割当と申しますが、日本に対しまずするところの割当、それから出資金の問題、これにつきまして大体こういうことであるならば加入を認めるといふものが向うから参りまして、それに対しましてこちらの方からそれではそれ

で加入いたしたいといふ申入れをいたします、と同時に今衆議院におきました、てその協定加入の承認を国会からいただきます問題と、それから出資に伴いまする関係を規制いたしまする法案を出します、目下審議にかかつておる次第であります。なお先ほど委員長がお話をになりました外国為替及び外国貿易管理法について、これは国際通貨基金から人が来て、その相談をしてつくるということに問題いたしまして、外国為替管理委員会との関係において何かありますせぬかという御質問だと思いますが、この点につきましては、私たちはかよう考へておるわけであります。

して、通貨基金の委員会の使節が外国から来たときに、日本の外國為替基金の管理は、こういうふうにしていると、いうことの報告はあつたわけですね。

○石田政府委員 通貨基金につきましては、出資及び払込み、これがきまつて、その払込みが終りましてから協定に加入いたします。それからあと国際通貨基金の資力を利用すると申しますか、要するに日本で外貨が買えないから、円を出しましてドルとか何かを買う、こういう操作を国際通貨基金との間にいたします。その前の段階といたしまして、平価をきめるとかあるいは為替管理について異存がある、そういうことが問題になつて来るわけであります。今の段階におきましては、まだ出資及び割当の問題について国内法的措置がきまつておらぬのでありますて、また実際に協定に参与いたしておらぬわけであります。従いまして今御指摘のような点は、今後起つて来る問題だと考えております。

○西村(樂)委員 おそらく国際金融機関においても、その外國為替の管理者が、外為委員会であるか、大蔵大臣であるかということについてのさしづがましいことは、當時も避けたであらうし、また今後は絶対に法律上できないはず、また政治的にもできないはずです。しかしながら、少くとも日本が金融の面においてアメリカの信頼を獲得する上において、この外為委員会の制度と運営の仕方が、設立当初の経緯にかんがみて重要な比重を占めておつたんではないかと思うのですが、こういう点の懸念はありますか。

○石田政府委員 私、実はあの法律ができました時分には、その所管の衝に

当つておりませんでした。ただ何と申しますか、たま／＼前にそれをやつておつたということのゆえをもちまして呼出しを受けて、向うから意見を開かれたことがございます。そのときに私は個人といたしましていろいろ申し上げたことがござります。そのときの問題は、要するに日本の為替や貿易の管理をどうして行くかということについては、非常に耳を傾けてくださいました。しかしこちが所掌するかという問題につきましては、向うは、ある意味から申しますと迷惑であるといふようない顔をいたしておつた、そういう印象を私は受けたのであります。

○西村(榮)委員 迷惑というのは……。

○石田政府委員 そういうことは日本政府がきめるべき問題であつて、われわれのところへそういうことを相談して、こつちがいいとか、あつちがいいとかいうふうなことを言うのは迷惑であるというような感じやなかつたかと思うのであります。

それから国際通貨基金に入つておる国につきましては、これはイギリスを見ましても、今度改正の結果なりますような形において運営されておるのでありますて、国際通貨基金が外國為替委員会でなければいかぬなどといふことは毛頭考えない。むしろ向うから見ますると、ある部面におきましては、よその国のことはわかりにくくないので、外國為替管理委員会の性格は何かあるかといふうことを探らちといたしまして説明いたしまして、納得するようにある労力を費したといふことがあります。

○西村(榮)委員 最後に外為委員長をお聞きしたいのですが、外為委員会が

当初設立されたる経緯にかんがみ、かつ  
また将来日米の経済提携の問題あるいは  
は自由競争が非常に努力をされておる  
外資導入の問題、それから来るアメリカ  
の金融機関の日本に対する考え方、  
ないしはアメリカの財務当局の日本の  
通貨操作に対する信憑性の問題という  
点を考えてみて、私は将来のその影響  
力の問題、もつと具体的にいえば、な  
るほど今大蔵当局が御説明なすつたよ  
うに、国際金融機関に参加するには、  
この外為委員会の存在は直接の条件に  
はならなかつたでしよう。けれども外  
為委員会が設立して以来、しかもその  
生みの親のアメリカのある程度までの  
強力なる意思によつて生れ、しかもそ  
れがとにかく無難に行つておつて、これ  
で安心だという観点から、それが法制  
上の基礎的条件にはならなかつたが、  
政治的観点から見てある程度まで国際  
金融機関への参加に対するアメリカの  
あつせんに対して積極性をとらしめた  
と私は思つております。これらの点に  
ついて、今大蔵当局は何も関係しなか  
つたといふようなお話をあつたが、そ  
れらの関連の問題、それから将来の国  
際金融に対する日本の信頼性の問題の  
二点、同時に、先ほど大蔵当局が御説  
明になつたように、これは、複雑なる  
かような機構を廢止して簡素化をやる  
んだというお話をあります、しから  
ば外為委員会の存在はしかくさよう  
事務的にも政治的にも複雑をきわめて  
るいろいろの折衝しなければならぬ問題が、  
日本の国家並びに民族の立場からあり  
まするけれども、通貨並びに金融の問

題につきましては、緊密なる連携をとつて行かなければならぬんじやないか、さようなときに、単なる行政上の簡素化という利益をねらつて、失う面は一体どこにあるか、その点について率直にひとつ御意見を承つて、おきたい。

○木内政府委員　たいへんむずかしい御質問で、多くのことを申しませんと私の結論を明らかにすることができなかかもしれません、結論だけを先に申しますと、私は今度の廃止案は日本のためにならぬと信じておるのであります。それは予算委員会でも申し上げましたが、現在の機構に化体されておる諸原則は、国際通貨基金のみならず、近ごろの国際社会において一般に認められつつある原則である。その原則を捨ててしまうということ是非常に惜しい。のみならず、その原則を捨てるのに、今まであなたも占領下にはやむを得ず従つて來たのだが、占領終りもやがざるになくしてしまって、どうことは、はなはだ印象が悪い。これは日本として借しむべき行為ではないかと私は考えます。なお私非常に遺憾に思いますが、なぜこれをやめるのかといふことは、簡素化、責任の所在の明確化という、いわば二つの抽象的なことであります。それだけの理由しか提示がなくて、国際社会においてもなるほどそうか、日本という国ではこういう機構ではうまく行くのではないのだから後にこれが廢止となるというので、非常によかつたと思うのです。そういう順序もふまれていいとい

よりな点についても、はなはだ遺憾だと思います。いずれにしても、たくさん申し上げなければならないのですが、きりがありませんから、結論だけを申しておきます。

それから次に第二点は、国際通貨基金の加入の点で御質問であります。私は先ほど申しました通り、加入問題の直接の当事者ではございませんので、向うの反響をよく知りません。ただ私の知つておりますことは、機構といふものは国によつて違うのだ、機構をだれがやるとか、どういう政府機関があるとかないとか、その権限の分界はどうだというようなことは別に間わないで、ただ中にある精神が尊いのだ。なんなく彼は、貿易及び為替の一体的管理ということが非常に大事なのだということを強く言つております。こちらへ来られた二人の方が、新しい機構に対し特にこういうのがいいのだといわれた記憶は私はございません。しかしながら、こういうふうにものをつくるのだということは、あらかじめ司令部の係官二名が向うへ行きまして、九月の初めだつたと思いますが、国際基金にも持つて行つて相談したとき、そういうアレンジブルは非常にいいと言われたことがあるのですが、トしたといつて喜んでくれたことがあります。従つて私はこういう行き方といふものは、彼らの賛成を得るものと思つてゐるのです。今度の加入問題は、別に直接には関係はないと思いますが、しかしながら、加入するについては、日本はどういう為替管理を、どういう

機構でやつてあるということは、たしかに大蔵省から御説明になつたはずであると思う。それを説明して、いよいよ加入の段取りになる直前において機構を根本的にかえてしまふといふならば、今度はかわるのだということを御説明になつたのかどうか、あるいは御説明になる方があたりまえではないかということを、私はただ漠然と感じているだけで、これは私の特に扱つてゐる問題ではございませんから、よく存じませんが、そういうふうに思ひます。

第三点の国際信用は、最初お答えいたしました通り朝令暮改、はなはだ悪いのであります。しかし、信用といふものは、一つの機構が相当続いて、ことに人間同士のつながりもできて来て、初めて信用がつくのであります。それを今までせつかく築いて来て、かなり信用もできたと思う際にかえてしまふことがあります。

(委員長退席、江花委員長代理着席)

○西村(榮)委員 それでは一応これで質問を打切りますが、私はここに委員長に対して動議を提出いたします。というのは、大蔵当局並びに外為当局、すなわち政府内部において本問題についての意見が根本的に違つておるのであります。従つて、政府内部における意見の根本的食違いをそのまま伏せておいて本案を審議して行くわけに参りません。これを廢止するならば廢止するという、まず第一に政府部内外が納得する理由を打出しておかなければならぬのであって、単に複雑を

簡素化し、同時に通貨政策の一貫作業を大蔵省がやりたいということだけでは世人は納得いたしません。現下日本としては、今回の日米行政協定その他によつて、政治的に多くの改正をせねばならぬ問題がたくさんあるにかかわらず、それに触れずして、今朝問題になつた安定本部の廢止あるいは外為委員会の廢止——私は、六年の間どこと闘つて来たかというと、共産党の独裁化、暴動化に向つて闘つては来たが、同時にアメリカの日本併呑化、植民地化、隸屬化と闘つて来たつもりであります。けれども今権力の地位から去つた、アメリカの進駐軍が日本から去つたときに、私は、権力の地位から去つたかつての権力者に對して、つばきを吐きかけることは日本国民の道徳性に反すると思う。従つて、さような見地から見ますならば、大きな問題を伏せておいて、枝葉末節の機構いじりによって面従腹背しておつた者が態度をがらりとかえるというような機構の取扱い方は、日本政府並びに日本国民の道徳性からいつてもはなはだ遺憾であると思う。従つて、本問題は粗漏でないのだということを国家内外に得あると思う。

○西村(榮)委員 それで、通産省と政府の間にお互いに折衝をいたしておつたわけですが、中小企業庁は内局にするといふように最後的に決定になりましたので、通産省といたしましては、中小企業の問題は御承知のように大事でございませんから、新しい機構になりまして、いろいろなマイナスも、機構の上からいろいろなマイナスのできませんよう十分注意をして、新機構のもとでやりたい、こういうふうに考えておられる次第であります。

○西村(榮)委員 政務次官は通産委員会がほとんど各党一致して、中小企業庁の廃止に反対の意向であるといふことは御存じですか。

(江花委員長代理退席、委員長着席)

○西村(榮)委員 どうも私にはわからず、それでございまするから、本案の最終決定までに私は、もう一ぺん大臣部内において調整されるか、あるいは大臣と外為委員長と両者の意見を政

のではないかということは承知いたしております。

○西村(榮)委員 本間君と私とは懇意にして、政治的に多くの改正をせねばならないのです。それがちよつと矛盾しておられます。ただそれはちよつと誤解しておられます。どちらがほんらかわからぬが……。これで質問を終ります。

○ハ木委員長 これをもつて本日の議題の諸法案につきまして、質疑は一応終局いたしました。

本日はこれをもつて散会します。次  
会は公報をもつてお知らせいたしま  
す。

午後四時二十四分散会